福井市障がい者情報コミュニケーション条例（素案）　概要版

（福祉健康部　障がい福祉課）

1　条例制定の理由

国において、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行され、障がいのある人の情報の取得・利用及び意思疎通の保障が、社会参加の前提となる重要な施策として位置付けられました。

また、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化やデジタル技術の進展、災害時における情報取得や意思疎通に関する課題を背景として、多様な手段による情報保障の重要性が高まっています。

さらに、市民・当事者アンケートからは、情報の取得や意思疎通に困難を感じている人が多く、支援体制の充実や障がい特性に応じたコミュニケーションへの理解促進が求められていることが明らかとなっています。

本市として、国の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定や社会環境の変化、市民ニーズを踏まえ、障がいのある人の情報取得・利用及び意思疎通の保障をより明確に位置付けるとともに、その環境整備や支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 31 年4月に制定した「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」の全部を改正し、その名称を「福井市障がい者情報コミュニケーション条例」に改めます。

2　構成

1．前文

障がいのある人にとって情報の取得や意思疎通が社会参加の基盤であることを踏まえ、多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができる共生社会の実現を目指して、条例を制定する趣旨を定めています。

2．総則（第１条・第２条・第３条）

（１）目的（第１条）

障がいの有無や特性にかかわらず、誰もが必要な情報を取得し、自らの意思を円滑に伝え合い、ともに生きる社会を実現することを目的としています。

（２）定義（第２条）

本条例における用語の意義を記載しています。

（３）基本理念（第３条）

①障がい特性に応じたコミュニケーション手段が選択できること。

障がいのある人が、障がいの種類や特性に応じて、手話、要約筆記、文字、音声、ICT 等の多様なコミュニケーション手段の中から、可能な限り自ら選択できるようにします。

②必要な情報の取得・利用及び意思疎通が保障されること。

障がいのある人が、必要な情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにします。

③情報取得の機会が平等であること。

障がいのない人と同一の内容の情報を、可能な限り同一の時点で取得できるようにします。

④建設的対話による合理的配慮が推進されること。

障がいのある人が必要な情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な配慮を行います。

⑤デジタル社会への対応が図られていること。

デジタル社会において、障がいのある人が情報通信技術を活用し、必要な情報を十分に取得・利用するとともに、円滑に意思疎通を図ることができるようにします。

3．責務及び役割（第４条・第５条・第６条）

市　（第４条）	障がい特性に応じたコミュニケーション手段が利用しやすい環境の整備　等
市民等　（第５条）	障がい特性に応じたコミュニケーション手段への理解を深める　等
事業者　（第６条）	障がい特性に応じたコミュニケーション手段への理解を深め、合理的配慮を行う　等

4．施策の推進（第７条－第１０条）

情報提供及びコミュニケーション支援の推進　（第７条）	コミュニケーション手段に関する理解の促進を図り、情報の取得と利用環境の整備を行う　等
合理的配慮の推進　（第８条）	市は、障がいのある人から配慮の申出があったときは、対話を通じて必要な対応を確認し、合理的配慮を行う　等
災害時における情報保障　（第９条）	市は、災害時等に、障がいのある人へ必要な情報が確実に届くよう情報提供体制の充実を図る　等
関係者との連携　（第１０条）	市は、関係機関と連携し障がいのある人の情報取得・利用とコミュニケーション手段の利用促進に努める　等

3　主なポイント

主なポイント	内容	主な取組	対応条文
① 情報取得・意思疎通を権利として位置付ける	情報取得と意思疎通は社会参加の基盤であることを明確化	情報保障施策の推進	前文、第１条、第３条
② 多様なコミュニケーション手段の選択を保障する	手話、要約筆記、文字、音声、ICT 等から選択できる環境を整備	意思疎通支援、ICT 活用	第３条、第４条、第７条
③ 合理的配慮を推進する	建設的対話による相互理解と合理的配慮を推進	職員研修、事業者啓発、相談支援	第３条、第６条、第８条
④ 災害時を含めた情報保障を強化する	緊急時にも情報が確実に届く体制を整備	情報伝達体制、災害時対応	第４条、第９条
⑤ 施策を総合的かつ計画的に推進する	市を中心に関係機関と連携しながら施策を推進	関係機関連携、意見反映	第４条、第10条

4　施行期日

令和９年４月１日

5　今後の予定

時期	内容
令和８年 12 月	パブリック・コメント実施
令和９年１月	パブリック・コメントの意見集約、結果公表
令和９年２月	市議会３月定例会に条例（案）を提出
令和９年４月１日	条例施行（予定）